

## ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎 3 価・鶏伝染性コリザ (A・C型) 混合 (油性アジュバント加) 不活化ワクチン

平成 21 年 3 月 26 日 (告示第 421 号) 一部改正

動生剤基準のニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎 3 価・鶏伝染性コリザ (A・C型) 混合 (油性アジュバント加) 不活化ワクチンワクチンの 3.5.2、3.5.4 及び 3.5.5 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。